内部統制システムの整備の基本方針(業務の適正を確保するための体制)

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の管理体制は、取締役会、監査役および会計監査人によって構成される。
- ② 取締役会を定期的に開催し、取締役が相互に職務執行の法令・定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。
- ③ 当社の経営理念および「企業倫理綱領」を役員、社員が共有し、全ての業務運営の基準とし遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図る。
- ④ リスク管理およびコンプライアンスについては「企業倫理綱領」および「リスク・コンプライアンス規程」を定め、 社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、その所轄下に事務局機能を有する部署を設 けて全社的な管理を行うとともに、部署または地域ごとにリスク・コンプライアンス管理者を置いて事業所毎 にきめ細かい管理体制を図る。
- ⑤ 取締役および監査役は、法令違反および社内規定違反に関する重大な事実を発見した場合、直ちに取締役会に報告する。
- ⑥ 内部通報制度を活用することにより違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適切かつ必要な措置を講じる。
- ⑦ 法令の制改定をモニタリングする「法令管理システム」の活用および内部監査の実施などにより体制の強化に取り組む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務執行に係る情報については「文書管理・保存規程」に基づき文書または電磁的記録により保存および管理し、取締役の情報アクセスを確保する。
- ② 電磁的記録については、「情報セキュリティ規程」に基づき情報管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 経営危機管理

リスク・危機が発生した場合は「経営危機管理規程」に基づき、速やかに初期措置をとり、被害を最小限に食い止めるあらゆる行動をとるとともに、再発防止の策を講じる。

② 緊急事態措置

重大な事故・災害等事業に重大な影響を与える事象が発生した場合は「緊急事態措置規程」に基づき 組織的に対応する。

③ 事業継続マネジメント (BCM)

事業中断のリスクを洗い出し、その事業活動への影響度をはかり、事業継続計画(BCP)を策定し、BCM 体制を構築する。さらに、そのシミュレーションを実施する。

④ 与信管理

「与信・債権管理規程」に基づき、適切な与信管理を行うことにより、不良債権の発生を防止する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会は、当社およびグループ各社の経営計画を策定し、これを実行するため、原則毎月 1 回会議を開催して、経営戦略の決定、業務執行状況の監督を行う。

また、取締役会の決定した基本方針に基づき、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図ることを目的として、原則として毎月2回常務会を開催する。

② 監査役は、内部統制の有効性について監査を行う。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 グループ各社における取締役が業務執行を監督し、当社取締役会および常務会にて定期的に業務執行 報告を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社はグループ会社のコンプライアンス、情報の保存・管理およびリスク管理についても統括管理を行うこと とし、各社より適宜報告を求め、必要な助言・指導を行う。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 当社はグループ会社が重要な意思決定を行う場合には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出を 受け、必要な指導または助言を行う。
- ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の遂行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の経営理念および「企業倫理綱領」をグループ会社も共有し、遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図る。また、監査室が、定期的にグループ会社に対する監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する

事項

監査室の要員は、監査役の指示に従い、職務補助者として監査業務の補助を行う。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記補助者の人事異動、懲戒処分については、事前に監査役の同意を得るものとする。監査役は、上 記補助者の人事考課について、意見を述べることができる。

8. 取締役および使用人が監査役に報告する体制その他監査役への報告に関する体制

① 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、監査役の要請に応じて必要な報告をする。

また、監査役は、取締役会のほか、重要な会議に出席するとともに、稟議書、業務執行に関する重要な 文書およびその他の文書を適宜閲覧し、必要があれば、取締役または使用人に対し、その説明を求めるこ ととする。

なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行う。
 ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

グループ会社における重要な事象については、当社への報告を義務付け、報告された内容については監査 役に報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保

するための体制

当社およびグループ会社が共有する「企業倫理要綱」において、内部通報者が当該報告をしたことを理由として不利益を被ることはないことを規定している。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行において生じる費用については、監査の実効性を確保するべく措置する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役が適切な職務が行えるよう体制の整備に留意するとともに、監査役と情報や意見の交換に努める。

以上

2006年5月24日 作成 2021年8月1日 改定 2023年10月16日 改定